



宮 崎 県 公 報

令和元年7月4日(木曜日)号外 第10号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 41,700円

目 次

選挙管理委員会規程	頁
○公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程……………	1

選挙管理委員会規程

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和元年7月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

宮崎県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(昭和58年宮崎県選挙管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(掲載申請)</p> <p>第48条 候補者が法第168条第1項又は宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成22年3月宮崎県条例第7号。以下この章において「選挙公報発行条例」という。)第3条第1項の規定による申請をしようとするときは、別記第21号様式の申請書に県委員会が交付する別記第22号様式の用紙に記載した掲載文2通及び同一写真2葉を添えて、県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により提出する写真は、立候補届出の日前6箇月以内に撮影した手札型の上半身像のものとし、裏面には氏名、党派及び撮影年月日を記載しなければならない。</p> <p>(掲載文の記載方法)</p> <p>第49条 掲載文は、黒色の色素により、色の濃淡なく前条第1項の用紙の枠内に記載しなければならない。</p> <p>2 氏名欄には、当該候補者の立候補の届出書又は推薦届出書に記載された候補者の氏名(令第88条第8項(同条第9項又は令第89条第5項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けた場合においては当該通称)を記載しなければならない。</p> <p>3 候補者が、掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載することができ</p>	<p>(掲載申請)</p> <p>第48条 候補者が法第168条第1項又は宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成22年3月宮崎県条例第7号。以下この章において「選挙公報発行条例」という。)第3条第1項の規定による申請をしようとするときは、別記第21号様式の申請書に県委員会が交付する別記第22号様式の原稿用紙(県委員会が提供する同様式の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。以下同じ。)に記載し、又は記録した掲載文及び写真を添えて、県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により提出する掲載文及び写真の部数は、掲載文2通及び同一写真2葉又は掲載文及び写真を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体。以下同じ。)2部とする。</p> <p>3 第1項の規定により提出する写真は、立候補届出の日前6箇月以内に撮影した手札型の上半身像のものとし、電磁的記録による場合を除き裏面に氏名、党派及び撮影年月日を記載しなければならない。</p> <p>(掲載文の記載等の方法)</p> <p>第49条 掲載文は、無彩色で前条第1項の用紙の枠内に記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>2 氏名欄には、当該候補者の立候補の届出書又は推薦届出書に記載された候補者の氏名(令第88条第8項(同条第9項又は令第89条第5項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けた場合においては当該通称)を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>3 候補者が、掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載し</p>

る面積のおおむね2分の1を超えてはならない。この場合において、写真掲載欄及び氏名欄に係る面積は、掲載文を記載することができる面積に算入しない。

(印刷方法)

第51条 候補者から提出された掲載文は、写真製版により印刷して選挙公報に掲載するものとする。

(掲載文等の撤回又は修正)

第52条 候補者は、既に提出した掲載文を撤回しようとするときは別記第23号様式の申請書を、これを修正しようとするときは新たに記載しなおした掲載文を添えて別記第24号様式の申請書を、県委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定は、写真の撤回及び取替えについて準用する。この場合において、「これを修正しようとするときは新たに記載しなおした掲載文」とあるのは、「これを取替えようとするときは新たに同一写真2葉」と読み替えるものとする。

3 [略]

別記第21号様式(第48条関係)を次のとおり改める。

、又は記録することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。この場合において、写真掲載欄及び氏名欄に係る面積は、掲載文を記載し、又は記録することができる面積に算入しない。

(印刷方法)

第51条 候補者から提出された掲載文は、そのまま印刷して選挙公報に掲載するものとする。

(掲載文等の撤回又は修正)

第52条 候補者は、既に提出した掲載文を撤回しようとするときは別記第23号様式の申請書を、これを修正しようとするときは新たに記載し直し、又は記録し直した掲載文を添えて別記第24号様式の申請書を、県委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定は、写真の撤回及び取替えについて準用する。この場合において、「これを修正しようとするときは新たに記載し直し、又は記録し直した掲載文」とあるのは、「これを取替えようとするときは新たに同一写真2葉又は電磁的記録媒体2部」と読み替えるものとする。

3 [略]

別記第21号様式(第48条関係)

選 挙 公 報 掲 載 申 請 書

年 月 日

宮崎県選挙管理委員会
委員長 (氏名) 殿住 所
連絡先(電話)
何選挙
候補者(氏 名) 印

公職選挙法第168条第1項(宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項)の規定により選挙公報の掲載を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 掲載文2通及び同一写真2葉
 掲載文及び写真を記録した電磁的記録媒体2部

備考 いずれかの括弧に○を記入すること。

別記第24号様式(第52条関係)を次のとおり改める。

別記第24号様式(第52条関係)

	掲 載 文 修 正 選挙公報 申請書 掲載文写真取替	
	年 月 日	
宮崎県選挙管理委員会 委員長 (氏名) 殿		
	住 所	
	連絡先(電話))
	何選挙	
	候補者(氏名)	印
年 月 日	掲 載 文 申請した選挙公報	修正 を別添のとおり したいの 掲載写真 取替
で下記を添えて申請します。		
記		
<input type="checkbox"/> 掲載文2通 <input type="checkbox"/> 同一写真2葉 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体2部		

備考 いずれかの括弧に○を記入すること。

別記第24号の2様式(第59条関係)(その五)を次のとおり改める。

(その五) 参議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称等の揭示
 (投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所における揭示)

別記第24号の2様式(第59条関係) 備考 1 文字は黒色とし、かい書で明瞭に記載しなければならぬ。 2 参議院名簿届出政党等の名称等の揭示は、公職選挙法第175条第3項の規定により定められた順序に従い、上から行うものとする。 3 参議院名簿登載者の氏名の掲載の順序は、同条第4項の規定に従い、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い右から行うものとする。 ただし、同条第5項の規定により優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び当選人となるべき順位の揭示をする場合は、その他の参議院名簿登載者の氏名の次に、「優先的に当選人となるべき候補者」と表示し、当該揭示の記載をすること。 4 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」の記載については、縦書きとする。この場合においては、ふりがなを付すこと。	何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙 参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名揭示 何市(町村)選挙管理委員会	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名 (順位) (氏名) 優先的に当選人となるべき候補者	(ふりがな) 参議院名簿届出政党等の名称等 (順位) (氏名) 優先的に当選人となるべき候補者
	(ふりがな) 参議院名簿届出政党等の名称	(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名 (順位) (氏名) 優先的に当選人となるべき候補者	(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名 (順位) (氏名) 優先的に当選人となるべき候補者	(ふりがな) 参議院名簿届出政党等の名称等 (順位) (氏名) 優先的に当選人となるべき候補者

附 則

この規程は、公表の日から施行する。